



第3章 活気あふれる交流の広がるまち

1 利便性を高める都市基盤づくり

施策2-1 利便性の高い都市交通体系の確立

【現況と課題】

公共交通機関であるバスや鉄道は、市民の生活の足として、欠かせない交通手段であると共に、まちの活性化や地域経済の発展にも重要な役割を果たしています。

また、地球温暖化の主な原因である二酸化炭素の排出削減に向けて公共交通機関の利用拡大について取り組むことが重要になっています。

バスについては、公共交通不便地域を中心に日常的な交通手段の確保、高齢者や障害者の交通手段の確保のために、平成19年1月からコミュニティバス「きよバス」の運行が実現しました。今後は、市民に親しまれ多くの方に利用していただけるよう利用促進に努めるとともに、地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の輸送の確保などについて検討する必要があります。

鉄道については、市内に西武池袋線の清瀬駅と秋津駅の2駅があり、市域南部を西武池袋線が、市域北部をJR武蔵野線がそれぞれ通っています。

この2路線に加え、都市高速鉄道12号線（大江戸線）が平成12年に運輸大臣（現国土交通大臣）の諮問機関である「運輸政策審議会」から出された答申（第18号）で、大泉学園町から武蔵野線方面は「今後整備について検討すべき路線」と位置づけられたことから、清瀬市・新座市・所沢市・練馬区の4市区で構成する都市高速鉄道12号線延伸促進協議会において、延伸の早期実現に向けて今後も関係機関に引き続き働きかけていく必要があります。

【施策と基本事業】

施策2-1：利便性の高い都市交通体系の確立

基本事業 コミュニティバスの運行
路線バス網の充実
都市高速鉄道12号線の延伸要請

【基本事業の方向】

コミュニティバスの運行

コミュニティバス「きよバス」の運行について、特に障害者や高齢者の方の移動の足代わりとして、利用者の意見を反映しながら利便性の向上を図ることにより、市内



交通手段として円滑な運行に努めます。

< 主な取り組み内容 >

- コミュニティバスの利用の促進

路線バス網の充実

住民生活に必要なバス路線網の充実を西武バスに要請していきます。また、バス停留所のバリアフリー化や待合場所の確保などにより、道路交通の円滑化を図るとともに安全性の向上に努めます。

< 主な取り組み内容 >

- 住民の生活に必要な路線バスの運行を西武バスに要請
- バス停留所の安全確保

都市高速鉄道 12 号線の延伸要請

市域北部の交通の利便性を図るために都市高速鉄道 12 号線延伸の早期実現に向けて関係機関へ要請していきます。併せて、新駅予定地周辺地区の基盤整備や整備手法等を研究します。

< 主な取り組み内容 >

- 都市高速道路 12 号線の J R 武蔵野線東所沢駅までの延伸及び市域北部への新駅設置を関係機関へ要請
- 市域北部におけるまちづくりの研究

施策 2 2 快適で安全な道路環境の整備と促進

【現況と課題】

清瀬市では幹線道路として南北に主要地方道 15 号線・24 号線（小金井街道）と、東西には同 40 号線（志木街道）が市の中央で交差しています。

また、幹線道路を補完する路線として、清瀬駅から旭が丘方面にけやき通り、竹丘方面に都道 226 号線（東村山・清瀬線）、市の北部を東西に市道 0101 号線（柳瀬川通り）さらに、その他の市道が幹線道路を補完しています。しかし、都市計画道路などの道路ネットワーク形成が不十分な状況にあることから、清瀬駅付近の幹線道路において、朝夕の交通渋滞が慢性的に起きています。そのため、快適な道路環境としての都市計画道路や安全・安心な幹線道路の整備促進が求められています。

道路は、都市における重要な公共空間であり、安全で快適な市民生活を営む上で重要な役割を果たしており、道路、交通施設の環境、福祉、安全にかかわる都市全体の道路

ユニバーサルデザイン・・・文化・言語・国籍の違い、老若男女といった年齢や差異、障がいの有無などにかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能であるように設計されたデザイン



網や公共交通網の整備にあわせて、ユニバーサルデザイン に配慮し、低騒音舗装や浸透舗装、排ガス対策等の沿道緑化など環境対策を進め、歩行者空間の安全性や快適性ととも地区の景観に配慮した個性のある道路空間を創出していく必要があります。

市道については、狭あい道路の拡幅などが課題となっていますが、古くから生活道路として利用されている路線には、建築物や宅地化にかかる工作物が存在し、拡幅を難しくしています。誰もが安全・安心で快適に利用できるような市道の整備を行っていく必要があります。また、秋津駅東側の8号踏切は、南北を結ぶ重要なアクセス道路として拡張等の対策が必要です。

【施策と基本事業】

施策 2 2 : 快適で安全な道路環境の整備

基本事業	都市計画道路の整備促進
	都道の早期整備促進
	市道の整備
	橋梁の整備
	水と緑の散歩道等の整備
	自転車利用促進のための環境整備
	道路環境の改善
	踏切の改善

【基本事業の方向】

都市計画道路の整備促進

市で施行する路線は、地域の骨格を形成する生活道路として、住環境などに配慮するとともに、安全で住みやすいまちづくりを目指し、その重要性や効果等を総合的に判断して、未整備路線の整備を推進します。

また、都で施行する路線は、市の骨格となる幹線道路であることから、整備推進を東京都に引き続き要請していきます。

< 主な取り組み内容 >

- 東3・4・15号線の2(清瀬橋～五中西側～新座境)の早期整備要請
- 東3・4・23号線(南口駅前広場～3・4・13号線)の事業計画化の検討
- 東3・4・17号線(たから幼稚園～志木街道)の検討
- 東3・4・13号線(東村山市境～志木街道)の検討

都道の早期整備促進

主要路線である志木街道と都道第226号線は、一部の地域で歩道が狭く交通量も多いため、歩行者の安全を図る必要があります。そのため、歩道の整備促進、小金井街



道の拡幅整備について引き続き東京都に要望していきます。

< 主な取り組み内容 >

- 志木街道（芝小前～清瀬郵便局交差点）の早期整備促進要請
- 都道第226号線（山崎病院～所沢街道）の早期整備促進要請
- 小金井街道の拡幅要請

市道の整備

誰もが安全・安心に道路を利用できるように、市道の新設や狭あい道路の拡幅、交差点の改良・歩道の改修整備などを引き続き推進します。

< 主な取り組み内容 >

- 狭あい道路の拡幅整備
- 歩道設置
- 交差点の改良整備

橋梁の整備

過去の大震災を契機に河川橋や高速道路橋等の耐震補強が求められています。橋梁の点検を行ない、耐震補強未実施橋梁の改修を引続き推進します。

< 主な取り組み内容 >

- 河川橋の改修
- 高速道路橋等の耐震改修

水と緑の散歩道等の整備

「柳瀬川回廊」、「台田の杜」や「雑木林のみち」などの水と緑の散歩道を活用し、市民や清瀬市を訪れた人々が安全に市内を散策でき、ポケットパークや遊び場で憩えるような緑の散歩道・遊歩道の整備に努めます。

< 主な取り組み内容 >

- 緑の散歩道の整備
- 遊歩道の整備

自転車利用の促進のための環境整備

環境負荷の軽減、交通渋滞の緩和、健康増進等を目的に、自転車の利用促進を図るために、道路環境の整備や駐輪場の整備を行うとともに、自転車と自動車、歩行者とが共存できる安全対策、交通マナーの啓発を推進します。

< 主な取り組み内容 >



- 駅前駐輪場の整備
- 交通ルール・マナーの啓発

道路環境の改善

道路の低騒音、透水性の向上や街路樹・植樹帯の整備を進め、良好な道路環境の改善、道路管理の充実に努め、市民による道路清掃活動の支援を行ないます。

< 主な取り組み内容 >

- 安全施設の整備
- 道路の緑化推進
- 違反屋外広告物の撤去
- 道路清掃活動の支援

踏切の改善

秋津駅東側の8号踏切は、南北の道路が狭いため、線形の変更や歩道の配置を検討し、歩行者と車両の安全性と快適性の向上を図ります。

< 主な取り組み内容 >

- 秋津駅東側8号踏切の改良

施策23 活気あふれる駅周辺の整備と促進

【現況と課題】

清瀬駅北口は、再開発事業により、公共施設や商業施設などが集約され、清瀬市の玄関口として整備されてきました。今後は、南口周辺の商店街の活性化を図り、住宅地区との共生を図る都市計画道路等を中心とした整備が急がれます。

また、秋津駅周辺地区のまちづくりには、隣接する東村山市・埼玉県所沢市の都市計画が大きくかわるために、関係機関と協力して都市計画道路整備等に取り組む必要があります。

【施策と基本事業】

施策23：活気あふれる駅周辺の整備と促進

基本事業	清瀬駅周辺整備
	秋津駅周辺整備

【基本事業の方向】



清瀬駅周辺整備

清瀬駅南口駅前広場と東3・4・23号線の一体的な事業計画化を検討し、整備を図ります。

< 主な取り組み内容 >

- 清瀬駅南口駅前広場と東3・4・23号線の一体的事業計画化の検討及び整備
- 地下駐輪場の整備

秋津駅周辺整備

東村山市・埼玉県所沢市、関係機関と協力し、整備を図ります。

< 主な取り組み内容 >

- 秋津駅東側8号踏切付近の道路拡幅及び歩道整備の推進

施策24 公共施設の再整備

【現況と課題】

本庁舎や地域市民センター等の公共施設の多くは、築後30年を経過し、老朽化が進んでおり、防災上の観点からも改修の必要性が高まっています。

しかし、清瀬市の財政状況等を考えると、一度に多くの施設の改修を行うことは不可能であるため、計画的に改修を進めていく必要があります。その際、公共施設の今後のあり方等についても検討します。また、ユニバーサルデザインに配慮し、すべての人にとって安全・安心で利用しやすい公共施設への再整備を進めることが重要です。

【施策と基本事業】

施策24：公共施設の再整備

基本事業 公共施設の改修（耐震化）

【施策の方向】

公共施設の改修（耐震化）

公共施設のうち、旧耐震基準によって整備された施設については、利用者の安全を考え、計画的に耐震化を進めます。併せて、ユニバーサルデザインに配慮し、すべての人が安全・安心して利用できる施設のあり方等を検討するとともに、老朽化している施設の再整備を図ります。

< 主な取り組み内容 >

- 計画的な改修（耐震化）の促進



施策25 公共下水道の充実

【現況と課題】

上水道事業は平成20年度末に東京都の受託事業が解消となりましたが、今後も、上水道の整備、おいしい水の安定供給、水質保全の充実等については東京都水道局に要請していく必要があります。

公共下水道事業は、汚水と雨水の「分流方式」によって整備を進めてきました。雨水と汚水を別々の下水道管で集め、雨水は川へ放流し、汚水は清瀬水再生センター高度処理を行なった後、柳瀬川に放流する分流式下水道になっています。平成19年度末時点において約100%の普及率、約84%の整備率に達しました。事業開始してから30年以上を経過していることから、管路施設の調査・清掃を定期的に行っていく必要があります。また、重要路線等の耐震化を図り、管きよの破損による道路陥没等の事故防止に努める必要があります。

汚水事業については河川等の環境保全をより一層進めるため特定施設の水質検査の充実、高度処理、汚泥の有効利用等について、事業主体である東京都や関係流域9市との協力のもとに推進する必要があります。

雨水事業については、現在、既設の雑排水管を路面排水として利用していますが、近年の集中豪雨等に対し排水処理に限界があり、公共下水道事業として既設排水管の実態を含め排水区及び雨水本管の計画を見直しとともに事業を進め、雨水利用システムの普及や地下浸透対策に取り組む必要があります。

【施策の体系】

施策25：公共下水道の充実

基本事業 下水道施設の災害対策
汚水事業の推進
雨水事業の推進

【基本事業の方向】

下水道施設の災害対策

老朽化が進む施設について下水道地震対策緊急整備計画のもと、下水道施設の耐震化を順次進めます。また、災害発生時における緊急物資の輸送路、避難路の陥没事故等の防止を図るとともに、下水道処理水の消防水利としての一層の活用や、豪雨時のマンホール蓋浮上・飛散による通行者や通行車両による被害を最小限にとどめるため、巡視・点検を継続的に実施し、浸水に対する安全性の確保など災害対策の徹底を図ります。



< 主な取り組み内容 >

- 下水道処理水の消防水利としての活用
- 下水道地震対策緊急整備事業の実施
- マンホールの浮上防止対策

汚水事業の推進

汚水管きよの整備については、地形等を考慮し、処理区域の面的整備を図ります。また、下水道施設の点検・維持管理体制の充実を図るとともに、東京都や近隣市町村と協力した広域的管きよ維持管理体制の構築を図ります。

また、下水道に有害な物質が流入する水質事故防止のため、公共下水道へ流入する事業場排水の水質監視や規制指導による水質管理体制の強化を図るとともに、水質処理方法の改善に努め、水質の管理を行ないます。下水処理時に発生する下水汚泥・ごみ・油分については全量を混合焼却し、レンガやセメント原料などの資源として100%活用されており、焼却廃熱の利用とあわせ、今後も資源利用の多様化を図ります。また、公共下水道の適切な利用方法について市民への啓発に努めます。

< 主な取り組み内容 >

- 処理区域の面的整備
- 下水道台帳の整備
- 下水道施設の点検・維持管理体制の拡充
- 下水道の利用の啓発
- 広域的管きよ維持管理体制の構築
- 水質検査の充実
- 下水汚泥の資源利用の推進
- 水質汚染防止への啓発活動

雨水事業の推進

空堀川排水区、柳瀬川排水区の雨水管きよの整備、下水道幹線など雨水排水計画の見直しを行ない、雨水事業を進めます。

雨水の河川への流出抑制や地下水の涵養を図るため、公共施設及び事業所等の貯留浸透施設や、さらに、個人住宅等の屋根排水を対象にした雨水浸透マス（雨水貯留浸透施設）の設置など貯留浸透施設の普及・啓発に努め、雨水循環利用の促進を図ります。

< 主な取り組み内容 >

- 公共下水道事業（雨水）の開始に向けた事業認可区域の確定
- 浸水被害解消のための公共下水道雨水管きよの整備
- 貯留浸透施設の普及・推進



2 豊かさをはぐくむ産業の育成

施策26 農あるまちづくり

【現況と課題】

清瀬市の農業は、都市化の進展とともに農地と農業人口は減少傾向にあります。しかし、市街化された中で、都内でも有数のまとまった農地が残されており、野菜栽培を中心とした都市農業が営まれています。農地面積は市域の約2割を占め、特にニンジンの収穫量は年間約2,000トンと、都内収穫量の45%のシェアを誇り、ホウレンソウ、サトイモなどの生産も盛んです。

都市化の進展、農業従事者の高齢化や税制問題等、清瀬市の農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況の中、清瀬市の基幹産業として農業の振興は、まちの活性化の側面からも喫緊の課題となっています。

森林や山・海のような天然の大自然がない清瀬市にとって、畑、農家の屋敷林、雑木林のような人の手のはいった里地と河川が清瀬市を特徴付けています。従って、農業は生産の場としてだけでなく、教育機能、防災機能、環境保全機能、景観形成、歴史・文化の伝承機能、地域社会の維持活性化を促す機能といった多面的な機能を有しており、農業とは直接的なかわりをもたない人々にとっても、その豊かな自然環境から多くの恩恵を受けています。多面的機能の発揮に際しては、農業生産活動が重要な役割を担っており、基礎となる農地の維持・保全を図っていくことが重要です。

また、農業の役割や意義の相互理解を深めるため、地域の住民とのふれあいの場を積極的に設けて生産者と消費者の距離を縮め、農業者と市民、消費者、行政が様々な交流と連携を図り、豊かな食生活と地域づくりが可能となる農業ネットワークを形成します。

【施策と基本事業】

施策26：農あるまちづくり

- | | |
|------|-----------------|
| 基本事業 | 農ある風景の維持・保全 |
| | 効率的・安定的農業経営の確立 |
| | 農業の教育・福祉的機能の活用 |
| | 地産地消の推進 |
| | 農業者・商工業者・消費者の連携 |

【基本事業の方向】

農ある風景の維持・保全

税制の問題、都市化の進展や農業従事者の高齢化など、農業を取り巻く諸環境によ



り農地は減少傾向にあります。農業経営の安定など生産環境の整備とともに、地域資源として農ある風景の創出と保全をすすめ、地域共生型農業の維持を図ることにより多面的機能を確保することが必要です。

< 主な取り組み内容 >

- 計画的な農地の維持・保全
- 地域で培う農ある風景

効率的・安定的農業経営の確立

今後も清瀬市の農業が魅力ある産業として発展し、継続していくためには、農業経営基盤の安定も含めて生産基盤の充実が必要不可欠です。そのためには経営の近代化や合理化を進め認定農業者の育成を行なうなど、安定した農業経営と環境に配慮した農業を推進し、農業の後継者づくりを支援し、減少する農家や農業の後継者の育成と支援を図り生産基盤を確保します。

また、定年退職者の帰農など農業との関わりを持ちたいという市民による農業ヘルパー・農業ボランティア、NPO法人・農作業受託組織など多様な市民参加形態の確立と支援を図り、Uターン就農希望者への就農促進、市民援農システムの導入検討などを行ない、新たな担い手づくりを進めます。

< 主な取り組み内容 >

- 農業経営力の向上と近代化の推進
- 農業経営向上のための制度の活用
- 環境保全型農業の推進
- 農業後継者の育成と支援
- 新たな担い手づくり

農業の教育・福祉的機能の活用

食育推進の必要性が重視されるなかで、農を通じた食の重要性を伝え、地域で生産される野菜を食べて健康づくりを目指しながら、「伝えよう創る喜び自然の恵み 清瀬市農業」をモットーに農業を通して生命や環境への理解を促す環境教育や農業体験等の教育的機能や、農作物の栽培体験による健康づくり等福祉的機能の活用を図ります。

< 主な取り組み内容 >

- 農業の教育的機能の活用
- 農業の福祉的機能の活用

認定農業者制度・・・農業経営基盤強化促進法に基づき、意欲ある農業者を認定農業者として市町村長が認定し、税制上の特例措置や低利融資、情報提供などの支援をおこなっていく制度



地産地消の推進

市民の豊かな食生活を支える信頼ある食と農を確立するため、地産地消や生消交流（生産者と消費者の交流）を進め、地元で生産された新鮮で安全・安心な農作物を、直売所や庭先販売等を通して供給していきます。

< 主な取り組み内容 >

- 地産地消の推進
- 農業者と消費者の交流の場の整備

農業者・商工業者・消費者の連携

清瀬市には、東京みらい農業協同組合を中心に園芸・花き・植木・ぶどう・酪農等の各分野の生産組合があり、農業の振興のための様々な活動が行なわれています。

これらに加え、商工会を中心に農産物を使った特産加工品の研究や販売活動なども行なわれており、このような組織・団体等の活動を支援するとともに、組織・団体の枠を超えた交流・情報交換を積極的に進めます。

また、取り組みをさらに広げ、農を地域資源として捉え、地域ブランドの確立や農産物の直売所、既存集客施設、イベントなどを活用した販売促進、消費者への直接販売など農産物の多様な販売方法を確立し、農業者・商工業者・消費者が一体となって地域の活性化と農業経営の安定化を目指します。

< 主な取り組み内容 >

- 清瀬産野菜のブランド化
- 多様な販売方法の確立

施策 27 商工業の振興

【現況と課題】

清瀬市の商業は、商業統計調査（平成16年）によると卸、小売業の合計が542店で従業員が3,277人となっており、店舗数・従業員数ともに年々減少傾向にあります。経営者の高齢化が進むなか、このような現象は、今後さらに加速することが予想され、経営状況は依然として厳しい状況です。工業についても商業と同じく、中小規模の事業所が多く、加えて、商、住、工が混在しているため立地条件が悪く、事業規模の拡大の難しさや、騒音対策等に問題があり、厳しい状況です。

清瀬市は駅周辺地域を中心に市街地が発達してきましたが、近年はロードサイドショップと呼ばれる幹線道路沿いや駅周辺に大型店が増加したことで、既存の商店街の集客力が失われている傾向があります。商業の中心となる商店街の活力を回復し、活気に

ロードサイドショップ・・・主要幹線道路沿いに立地し、自家用車でのアクセスが主たる集客方法である店舗のこと



あふれ魅力ある商店街づくりのため、空き店舗をチャレンジショップ やコミュニティカフェ といった地域に根ざした拠点として活用するなど、地域のニーズを吸収しながら、地域経済の底上げを目指します。

商工業の活性化は、道路等の整備や住宅開発による人口増加等が大きく影響しますが、事業者の経営改革や魅力ある商店街創出のための自主的努力も必要です。

このような努力に対し、「新・元気を出せ商店街づくり事業」など、積極的な支援体制を構築する必要があります。

【施策と基本事業】

施策27：商工業の振興

- | | |
|------|--------------|
| 基本事業 | 経営基盤の確立 |
| | 集客力のある商店街づくり |
| | 新しい産業育成 |
| | 商店街のネットワーク化 |

【基本事業の方向】

経営基盤の確立

市内の商工業者が経営基盤を確立して安心して営業できるよう指導・助言を行うとともに、次代の地域経済の担い手となる後継者の育成に取り組み、支援体制の充実を図ります。

<主な取り組み内容>

- 経営診断、指導、助言の充実
- 小口事業資金融資制度の充実
- 後継者の育成

集客力のある商店街づくり

商店街はこれまで様々な都市機能が集まり、新たな経済活動等を生み出す場として、また地域コミュニティの中心として重要な役割を担ってきました。商店街の活性化に向けた支援において、商店街の環境整備を行ない、市民のニーズやライフスタイルに配慮し、買い物利便性を高めるとともに、人々が集い楽しめる賑わいのある商業空間の形成が課題となっています。

清瀬らしさを活かし、地域に根ざした商店街づくりを進める上で、清瀬の基幹産業である農業と商業の連携や福祉医療施設利用者を考慮した商品及びサービス等の提供を主軸とし、各店舗の創意工夫などと合わせ、地域から求められる商店街づくりに努めます。

チャレンジショップ…起業を目指す人に、空き店舗を少ない負担で貸し出し、創業プランの手助けをするというもの
コミュニティカフェ…地域コミュニティ再生の場として、人と人が交流・情報交換する場として運営されるカフェ



< 主な取り組み内容 >

- 商店街の活性化への支援
- 商店街の景観整備への支援
- まちなか商工館の設置・検討

新しい産業育成

若い世代を中心としたあらゆる分野の起業に対する支援を行ない、産業の活性化につなげていく必要があります。とりわけ新たな分野の起業においては、資金調達が重要な課題となるため、融資を受けた方への利子補給や必要な情報の提供を行ないます。

また、まちの個性を活かした産業を支援することで、キラリと光る個性あふれる商店街づくりを推進します。

< 主な取り組み内容 >

- 事業支援のための情報の提供
- ベンチャー企業の支援

中心市街地における分断の解消

駅を中心とした市街地は、商店や業務施設、公共施設が集積しており、多くの人々が交流し、生活、活動の拠点となるまちの顔ですが、こうした中心市街地も、近年、賑わいの拠点となる商店数が減少傾向にあります。

特に市内交通網の拠点にもなっている清瀬駅周辺地域では、平成7年に完成した北口再開発事業に続き、平成21年に鉄道と立体交差する通称新小金井街道の整備事業が完成し、まちの様相が変貌するなか、改めて中心市街地としての活気を取り戻していくことが望まれます。

これまで鉄道により南北に分断されていた市街地を、中心市街地として一体感あるものにするため、南北の商店街と大型商業施設、行政機能の相互連携により、人々が回遊、滞留できる、面としての魅力を高めていく必要があります。

< 主な取り組み内容 >

- イベントの共催やサービス提供の連携など商店街、大型商業施設、行政機能のネットワーク化
- 回遊性、滞留性向上に向けた研究



3 人と人の交流が広がる平和なまち

施策28 地域コミュニティの再生と発展

【現況と課題】

都市化の進展や核家族化の進行に伴い、地域の連帯意識が希薄になってきており、地域が本来もっている相互扶助の機能が低下しています。

一方で、防災・防犯、地域福祉の推進、環境問題などさまざまな分野において地域課題は増加しています。これらの課題解決に向け、地域での協力体制の確立や助け合いの精神による交流が広がるふれあい豊かな地域社会の形成が求められており、コミュニティの醸成は安全・安心で快適な魅力あるまちづくりを推進するうえで不可欠な要素となっています。

これまで地域のコミュニティ組織として、自治会や老人会、婦人会など、地縁による各種の団体・協議会などが地域社会を支えてきましたが、活動を担う人材が高齢化する・活動が固定化するなど、組織としての活動が停滞する傾向にあります。従来からある自治会などの組織の再生を目指すだけでなく、新たなコミュニティの形成・発展に向け、組織の育成等に取り組むとともに、地域市民センターの再整備など、活動の場の一層の充実を図っていく必要があります。

【施策と基本事業】

施策28：地域コミュニティの再生と発展

基本事業	コミュニティ組織の育成・参加促進
	コミュニティ活動への支援
	コミュニティ活動の場の確保
	コミュニティ組織のネットワーク化

【基本事業の方向】

コミュニティ組織の育成・参加促進

自治会をはじめとするコミュニティ活動組織への参加促進を図ります。

また学校区を単位とする新たなコミュニティの形成を図ります。

<主な取り組み内容>

- コミュニティ活動組織の育成・支援と参加促進
- 新たなコミュニティの形成



コミュニティ活動への支援

地域活動の大切さや、楽しさなどを理解してもらえよう、地域におけるコミュニティ活動に対して、情報提供などの支援を行ない、活動の促進を図ります。

また、団塊の世代が退職後において、地域とのつながりを深め、豊かな経験と知識を地域活動に活かしてもらえよう環境づくりを行ないます。

<主な取り組み内容>

- コミュニティ活動の支援に関する情報提供等の推進
- 地域における各種イベント開催への支援
- 地域コミュニティ形成に関する講座等の開催

コミュニティ活動の場の確保

コミュニティの再生、新たなコミュニティの形成を期し、コミュニティが活動する場、集まる場、力を発揮する場の確保について支援していきます。

<主な取り組み内容>

- 地域市民センター等の再整備
- 学校施設の地域開放の促進
- 地域で所有する集会施設等の新增改築費用の一部助成

コミュニティ組織のネットワーク化

各種のコミュニティ組織が、個々の活動とともにさまざまな意見や情報などを交換し、提供しあうネットワーク化をすすめます。

<主な取り組み内容>

- 地域コミュニティネットワークの構築



施策29 人の輪を広げる国際社会への対応

【現況と課題】

平成20年7月1日現在、市内に居住する外国人は、981人で、平成12年同時点と比べると47%増と、その数は年々増えてきています。

このような中、市内に居住している外国人に対して、民間ボランティア団体が中心になって、日本語教室や日本語支援ボランティア養成講座など交流事業に取り組んでいますが、外国人を取り巻く環境の整備に全市的に取り組む必要があります。

【施策と基本事業】

施策29：人の輪を広げる国際社会への対応

基本事業 外国語による情報サービスの提供
国際交流団体等と連携した地域交流事業の促進

【基本事業の方向】

外国語による情報サービスの提供

ボランティア等の協力を得て外国語による情報誌等の発行や相談事業を推進します。

<主な取り組み内容>

- 外国語による情報誌等の発行
- 外国語による市民相談等事業の推進

国際交流団体等と連携した地域交流事業の促進

民間国際交流関係団体や近隣市との交流を深め、交流事業を推進し、ボランティアの養成を図り、市内に居住する外国人と地域住民の交流事業を進めるとともに行政への参画を推進します。

<主な取り組み内容>

- 異文化間交流事業の実施
- 懇談会等への参加促進
- 交流事業を近隣市と合同開催
- ボランティアの養成
- 国際交流団体への支援